

不祥事根絶のための取組について

県通知、本市教職員コンプライアンス推進委員会のコンプライアンス宣言文等により、本校の具体的取組は以下の通りです。

龍ヶ崎市教職員コンプライアンス宣言文

私たち龍ヶ崎市に勤務する教職員は、やりがいを感じて教育実践できる学校づくりに取り組むとともに、服務規律のさらなる向上を図ることによって、児童生徒、保護者を含めた地域住民に信頼される学校、教職員を目指すために、以下のことを宣言します。

(飲酒運転)

○大勢の人を不幸にする飲酒運転は、絶対にしません。

(体罰・暴言)

○私たちは、児童生徒との信頼関係を損なう力や言葉による暴力に頼った指導を行うことなく、明るく希望にあふれた学校づくりに努めます。

(ハラスメント)

○私たちは、いつでも、どこでも、誰にも優しく接し、相手の立場を考え行動します。

(個人情報管理)

○個人情報は「見せない、言わない、持ち出さない」を守ります。

(金銭管理)

○金銭の取り扱いは、特に厳正・迅速・明瞭に処理するよう努めます。

城西中学校の具体的な取組

(飲酒運転)

- 酒席には車で行かないことの徹底
- 学校で行う酒席では、飲酒者の帰宅方法、翌日の運転開始時刻を確認する

(体罰・暴言)

- 職員会議後のコンプライアンス研修による注意喚起
- 管理職による観察・指導・助言

(ハラスメント)

- 計画的なコンプライアンス研修による注意喚起
- 管理職による指導・助言
- 環境点検による盗撮防止

(個人情報管理)

- 個人情報取扱規程の周知・徹底
- 管理職による指導・助言

(金銭管理)

- 複数人による出納簿の確認、金銭管理
- 管理職による点検

龍ヶ崎市立城西中学校長木村忠夫

【城西中学校の取組】（城西中学校コンプライアンス推進委員会）

～信頼される学校・教職員であるために～

1 コンプライアンスの必要性

地方公務員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務すべき義務を負っている。教職員一人一人が正しい認識をもち、自らの使命と服務規律の厳正に努められるよう、常に自覚して行動する。

2 城西中コンプライアンス推進に関する組織

(1) コンプライアンス推進委員会（月1回）

構成：校長、教頭、教務主任、学年主任、省令主任

- ・職員が高い倫理観や規範意識の向上を図り、学校として不祥事を起こさない学校体制を確立する。研修会の内容や資料について検討する。

(2) コンプライアンス研修会（月1回）

構成：全職員

- ・服務規律確保に向けた通知や研修資料、新聞記事等により事例研修を実施する。
- ・服務懲戒研修及び不祥事防止研修（演習、ロールプレイも含む）を計画・実施する。

3 職場の環境づくり

- ① 服務研修を計画的・定期的実施することより、真剣に研修する雰囲気をつくる。
- ② 整理整頓や諸帳簿の整理等、自己管理を徹底し、定期点検を実施する。

4 コンプライアンス研修

日付	担当学年	内容例
4月27日（月）	3（小竹）	・情報セキュリティ
5月11日（月）	2（田代）	・暴言
6月22日（月）	3（高橋）	・体罰（生徒指導提要）
7月13日（月）	1（望月）	・セクハラ
8月17日（水）	2（廣瀬）	・パワハラ
9月28日（月）	3（菅谷）	・モラハラ
10月19日（月）	3（五十嵐）	・体罰
11月16日（月）	1（井原）	・飲酒運転
12月21日（月）	4（染野）	・教職員倫理
1月18日（月）	2（飯田）	・交通事故
2月10日（水）	1（阿片）	・公金の取り扱い
3月15日（月）	2（山口）	・職員の懲戒処分について
		・個人情報漏洩

※状況に応じて、臨機応援に内容を検討しながら研修を行う。